

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成30年10月1日から施行する。

平成30年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>6 3から5までに掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室特命課長）又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生活保護法第78条第1項又は第3項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(3) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）<u>第12条第1項</u>の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</p>	<p>6 3から5までに掲げるもののほか、広域振興局保健福祉環境部の福祉課長（盛岡広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室保護課長、県南広域振興局保健福祉環境部にあっては保健福祉室特命課長）又は保健福祉環境センター福祉課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生活保護法<u>第77条の2第1項</u>又は第78条第1項若しくは第3項の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(3) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）<u>第18条第1項</u>の規定に基づき徴収した歳入金及びこれに附帯する歳入金の収納及び保管を行うこと。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	